

療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制
の整備に関するブロック別意見交換会

平成18年8月8日（火）～ 11日（金）

—厚生労働省老健局—

－資料－

資料 1	療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想（仮称）」 の策定について	1
資料 2	地域ケア整備構想（仮称）のイメージ（案）	7
資料 3	地域ケア整備構想（仮称）作成スケジュール（案）	10
資料 4	各都道府県における地域ケア整備構想（仮称）作成の流れ について（案）	11
資料 5	短期ワークシートについて（案）	13
資料 6	住生活基本法関連資料について	14
資料 7	介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金について	16
資料 8	療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について	43
（参考資料）	療養病床の転換に関する Q & A	49

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理した
ものを含んでおり、今後変更があり得る。

事務連絡
平成18年7月21日

医療計画担当課(室)
各都道府県医療費適正化計画担当課(室)御中
介護保険事業支援計画担当課(室)

厚生労働省老健局地域ケア・療養病床転換推進室

療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想(仮称)」の策定
について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、健康保険法等の一部を改正する法律及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律が6月21日に公布されました。

これに伴い、今後、療養病床の再編成が本格化していくこととなりますが、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められることとなります。

去る7月10日の「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」においてもご説明したとおりですが、

- ① 診療報酬・介護報酬の改定などにより療養病床の再編成が進められる中で、できるだけ早く地域の対応方針を確立することが重要であること
- ② 療養病床の円滑な転換を進めるに当たっては、地域における老人保健施設等の施設サービスや在宅介護サービス、在宅医療、住まいなどの地域におけるケア体制全般のあり方を検討した上で、計画的に進めることが重要であること
- ③ 療養病床の再編成は、都道府県が今後策定する「医療計画」(平成20年度から)、「医療費適正化計画」(平成20年度から)及び「介護保険事業支援計画」(平成21年度から)に密接に関連し、各分野横断的に対応する必要があるため、各計画と整合性のとれた方針を速やかに整理し、各計画に適切に反映させることが必要であること

から、平成19年夏から秋頃を目途として、都道府県において「地域ケア整備構想（仮称）」を作成することが必要となるものです。

このため、各都道府県におかれては、療養病床の再編成に伴う受け皿づくりや高齢者の住まいの在り方などを含めた地域ケア体制の計画的な整備を進めるため、医療計画担当部署、医療費適正化計画担当部署及び介護保険事業支援計画担当部署相互間の連携体制を確保するとともに、担当組織の明確化や必要な情報の収集、今後の課題の整理など、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省としても、各都道府県の作成作業を支援するため、医政局、保険局及び老健局の担当官から構成される地域ケア・療養病床転換推進室を設置し、各局が連携して、療養病床の再編成を踏まえた地域におけるケア体制の整備の方針や地域のサービスニーズ・利用見込みの設定についての考え方などを盛り込んだ「地域ケア整備指針（仮称）」を、平成18年度内を目途に策定することとしています。その際には、将来の動向や地域の要介護者の状況を踏まえたサービスニーズのワークシートや、地域の特性に応じたモデルプランを併せてお示しすることとしております。

なお、「地域ケア整備構想（仮称）」及び「地域ケア整備指針（仮称）」について現在検討中の概要は別紙の通りです。

今後、厚生労働省においては、8月上旬に、地方ブロックごとに都道府県との意見交換会を開催し、「地域ケア整備構想（仮称）」の円滑な作成のため、各都道府県への情報提供に努める予定です。「地域ケア整備構想（仮称）」及び「地域ケア整備指針（仮称）」についてのご質問等がありましたら、当室にご相談ください。

各都道府県におかれては、上記の趣旨をご理解いただき、必要な準備を進められるようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省老健局地域ケア・療養病床転換推進室

佐藤、上野、岡部、草山

03-5253-1111（代表）（内線 2176、2177）

03-3595-2184（直通）

03-3595-2186（FAX）

(別紙)

療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備について
—「地域ケア整備指針(仮称)」の策定—

1 趣旨

(1) 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められる。

このような取り組みについては、都道府県では「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」の3つの計画に関連するなど、各分野にわたる横断的・統一的な基本方針の策定と関係部局の密接な連携が重要となってくる。

(2) このため、上記の取り組みを推進する観点から、

- ① 国において、地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するとともに、
- ② 都道府県における「地域ケア整備構想(仮称)」の作成を支援するものとする。

2 国の「地域ケア整備指針(仮称)」について

(1) 国において、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定する。

① 地域ケア体制の整備の基本方針

○ 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みの設定について

○ 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスニーズの推計、それに対応した利用見込みの設定に関する考え方を提示。

③ 療養病床の転換について

○ 個別の医療機関(療養病床)の転換を進める場合に配慮すべき事項などを提示。

④ 各計画への反映について

○ 「介護保険事業支援計画」「医療計画」「医療費適正化計画」へ反映させる場合に配慮すべき事項を提示。

(2) 上記の「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するために、

- ① 学識経験者等からなる研究班を設置するとともに、
- ② 介護施設(特に療養病床)の整備水準や高齢化の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国数力所(老人保健福祉圏域単位)を対象に、当該都道府県と共同で地域ケア体制のモデルを策定する「地域ケアモデルプラン事業(仮称)」を展開する。

3 都道府県の「地域ケア整備構想(仮称)」について

(1) 都道府県は、国の「地域ケア整備指針(仮称)」等を踏まえ、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備構想(仮称)」を作成するものとする。

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを提示。

③ 各サービスの利用見込みについて

- 将来のサービスニーズに対応した、各サービスの利用見込みを提示。

④ 療養病床の転換について

- 療養病床の転換プランを提示。

(2) 都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定する。

4 今後のスケジュール

○H18年夏 <国>地域ケア整備指針について研究班を設置し、検討を開始。
地域ケアモデルプラン事業を開始。

<都道府県>「地域ケア整備構想」の検討開始

秋 <都道府県>療養病床関係調査の実施

冬 <国>「地域ケア整備指針案(中間とりまとめ)」の公表。

○H19年春 <国>「地域ケア整備指針(最終とりまとめ)」の決定。

※地域ケアモデルプランも提示。

○H19年夏～秋頃目途 <都道府県>「地域ケア整備構想」の策定。

地域ケア整備指針（仮称）と関係計画の位置付け（案）

国

都道府県

療養病床の再編成に伴う地域ケア整備指針の検討

地域ケア整備指針
（仮称）の検討

- ・地域ケア体制整備の基本方針
- ・地域の利用見込みの設定
- ・療養病床の転換
- ・各計画への反映

地域ケアモデルプラン
の作成

- ・具体的にいくつかの老人保健福祉圏域を取り上げ、地域の施設整備水準、高齢化の状況、将来ニーズ等に応じたモデルプランを作成

地域ケア整備指針（仮称）（H18年度中目途）

反映

＜療養病床の転換に関連する部分＞

介護保険事業支援計画の基本指針（案）
（H19目途）

- ・都道府県計画・市町村計画の基本的事項（参酌標準、他の計画との関係等）等

医療計画の基本方針（案）（H18目途）

- ・医療機能に関する指標
- ・望ましい医療提供体制等

全国医療費適正化基本方針（案）（H19目途）

- ・平均在院日数の短縮に関する政策目標
- ・医療費の見通し等

都道府県地域ケア
整備構想（仮称）
（H19夏～秋頃目途）

〔市町村と協力の上以下を策定〕

- ・地域ケア体制整備の方針
- ・各サービスの利用見込み
老健施設・特養・ケアハウス等
…老人保健福祉圏域単位
都道府県が広域的に調整
地域密着型サービス
- ・療養病床の転換
相談体制・助成等転換支援措置の検討

反映
（H20～）

第4期介護保険事業
支援計画
（H21～23）

- ・各年度の施設の必要利用定員総数
- ・介護サービス量の見込み等

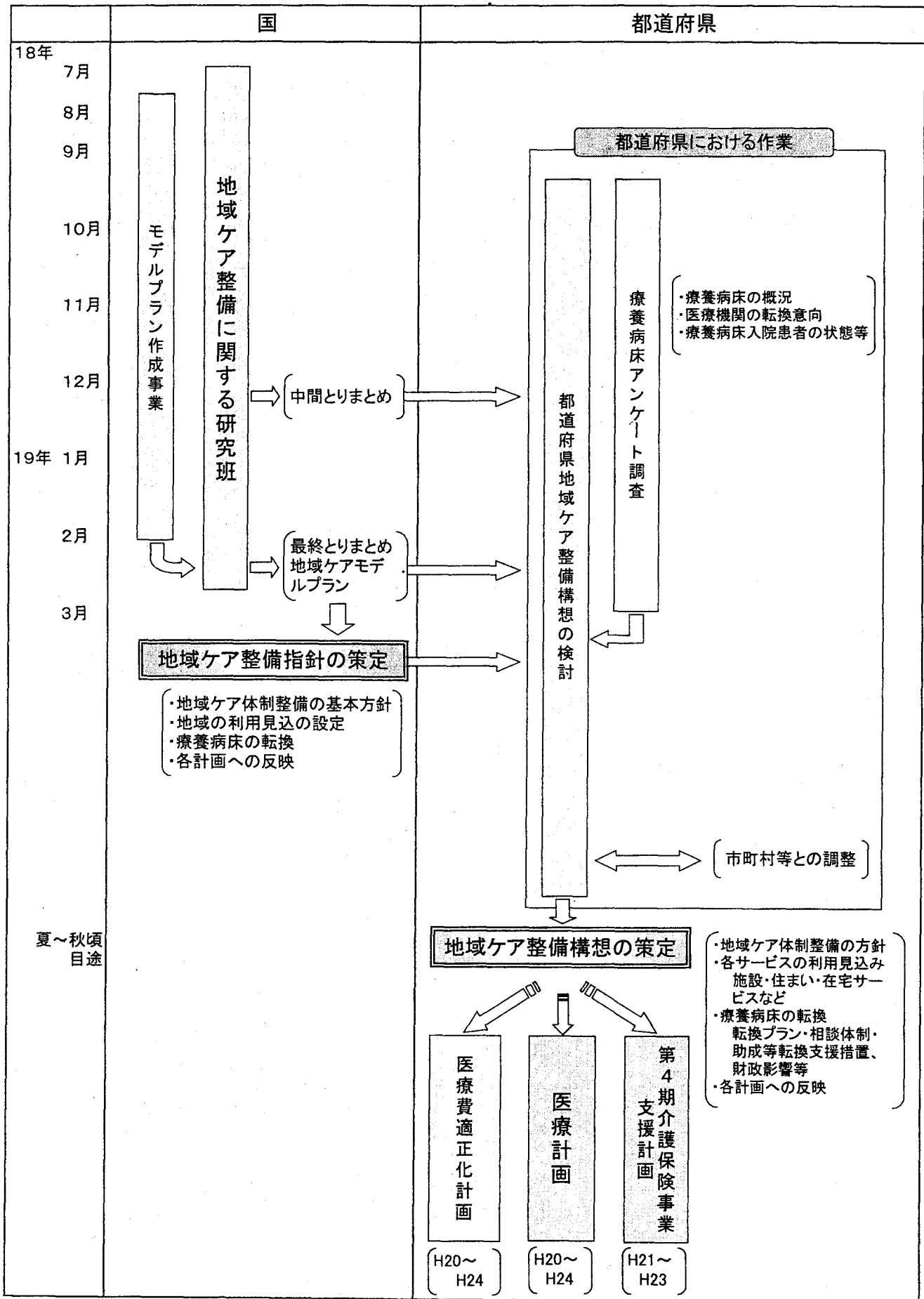
都道府県医療計画
（H20～24）

- ・医療機関の機能分化・連携と医療機能の集約化・重点化の促進
- ・事業別の指標と数値目標
- ・事業ごとの医療連携体制等

都道府県医療費
適正化計画
（H20～24）

- ・平均在院日数の短縮に関する政策目標
- ・療養病床数の目標
- ・医療費適正化の取組を行うことによる医療費の見通し等

「地域ケア整備構想(仮称)」策定のスケジュール(案)



地域ケア整備構想（仮称）のイメージ （案）

I. 地域ケア体制の考え方

- 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められる。
- このため、施設・在宅サービスといった介護サービスだけでなく、安心して生活するための「住まい」や在宅医療も含めて、高齢者が地域において暮らし続けるための基盤となる「地域ケア体制」に係る整備構想を、関係者が連携をとりながら作成するものとする。

II. 地域ケア整備構想の作成

1. 中長期的な地域ケア体制の動向

(1) 中長期的なサービスニーズ及びサービス供給の将来推計

- 各地域における平成47年（2035年）頃までの、
 - ・人口及び高齢者数
 - ・要介護・要支援認定者数
 - ・施設・居住系介護サービス（主に中重度者向け）、高齢者の「住まい」、医療のニーズ等の推計を行う。

(2) 地域ケア体制の将来像と中長期的な施策の方向

- 中長期的なサービスニーズの推計に基づき、地域における高齢者世帯の将来像を示しつつ、地域における医療及び介護の各サービス及び高齢者向けの「住まい」の提供を総合した地域ケアの将来のあるべき

姿を提示する。

- 併せて、将来に向けたサービス基盤の整備の対応方針を盛り込む。

2. 療養病床の転換が行われる期間の地域ケア体制の動向

(1) 平成23年度末までのサービスニーズの推計

- 各地域における平成23年度末（2011年度末）までの、
 - ・人口及び高齢者数
 - ・要介護・要支援認定者数
 - ・施設・居住系介護サービス（主に中重度者向け）、高齢者の「住まい」、医療のニーズ等の推計を行う。
- 平成23年度末までのサービスニーズの推計に当たっては、中長期のサービスニーズの推計を踏まえつつ推計する。なお、平成18～20年度分については、第3期介護保険事業支援計画におけるサービスの量の見込みによることとするとともに、平成21～23年度の推計に当たっては、第3期介護保険事業支援計画策定時に行った将来推計の数値や療養病床実態調査のデータを活用する。

(2) 平成23年度末までの施策の方向

- サービスニーズ等の推計を踏まえた平成23年度末までの基盤整備の方針を提示する。

3. 療養病床の転換の推進

(1) 療養病床の計画的な転換

- 療養病床の転換についての医療機関の意向を調査・把握する。
- 療養病床の転換についての医療機関の意向を踏まえつつ、療養病床

の転換計画を年度別、圏域別に定める。

(2) 療養病床の転換への支援

- 療養病床の円滑な転換に向けた転換支援方策を定める。(相談体制の整備、都道府県としての財政支援措置など)
- 地域介護・福祉空間整備等交付金等の活用に向け、市町村との連携の確保を図る。

(3) 療養病床の転換の影響

- 療養病床の転換が医療保険及び介護保険の財政に及ぼす影響を試算する。

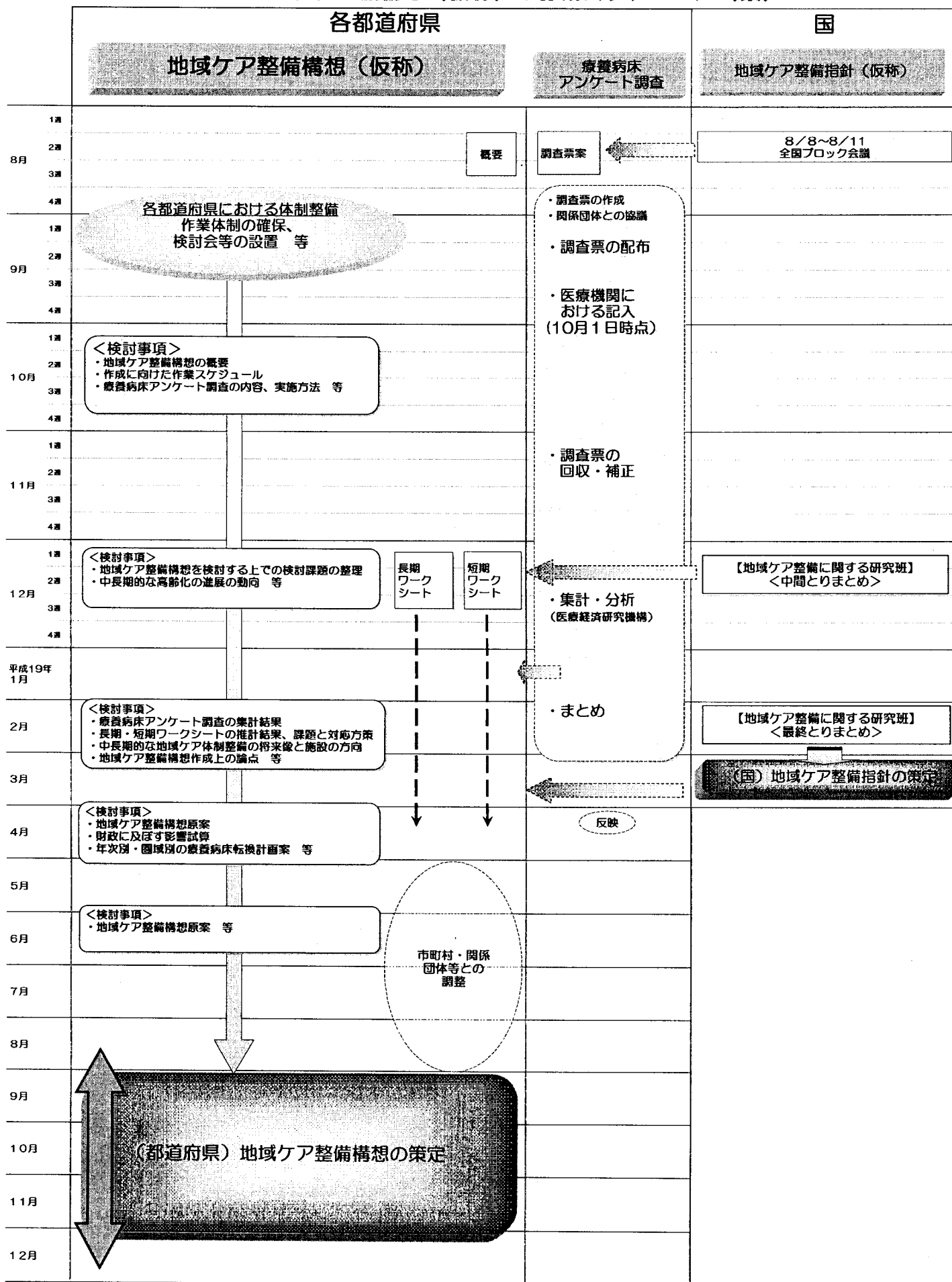
4. その他

- 作成に当たっては、関係市町村・関係団体と十分に連携を図る。

※検討内容及び回数等については、おおよその目安である。

都道府県における 地域ケア整備構想（仮称）の作成スケジュール（案）

（資料3）



各都道府県における 地域ケア整備構想（仮称）作成の流れについて（案）

○地域ケア整備構想の作成については、概ね次のような流れで作業を進める。

（参照：資料2「都道府県における地域ケア整備構想（仮称）の作成スケジュール（案）」）

1) 各都道府県は、地域ケア整備構想の作成作業を円滑に進めるため、必要な体制を整える。【8月～9月】

○介護保険、医療費、医療提供体制の各分野横断的な対応を要することに留意した庁内作業体制の立ち上げ

*住宅担当部局との連携を図ることにも留意

○必要に応じて地域の有識者を交えた検討組織を設置

*市町村との連携を図ることにも留意

2) 各都道府県は、圏域内の療養病床を有する医療機関を対象に療養病床アンケート調査を実施する。【8月～9月に調査票の作成・調整・配布】

各都道府県における検討の実施① 【10月】

〔検討事項〕

- ・地域ケア整備構想の概要
- ・作成に向けた作業スケジュール
- ・療養病床アンケート調査の内容、実施方法の報告 等

3) 各都道府県は、アンケート調査票の回収・補正を行う。【11月】

〔国〕地域ケア整備に関する研究班 中間とりまとめ【12月】

（長期・短期ワークシートの提供）

各都道府県における検討の実施② 【12月】

〔検討事項〕

- ・地域ケア整備構想を検討する上での検討課題
- ・中長期的な高齢化の進展の動向 等

(国) 地域ケア整備に関する研究班 最終とりまとめ【平成19年2月】

- 4) 各都道府県は、長期ワークシートを活用して中長期的なサービスニーズ及びサービス供給の将来推計を行うとともに、中長期的な高齢化の進展を踏まえた対応方策を検討する。また、調査集計結果を踏まえ、短期ワークシートを活用して当面のサービスニーズの推計を行うとともに、今後の整備方針を整理する。

各都道府県における検討の実施③ 【平成19年2月】

〔検討事項〕

- ・実態調査の集計結果
- ・長期・短期ワークシートの推計結果、課題と対応方策
- ・中長期的な地域ケア体制整備の将来像と施策の方向
- ・地域ケア整備構想作成上の論点 等

(国) 地域ケア整備指針の策定【平成19年3月】

- 5) 各都道府県は、
- ①療養病床の平成23年度末までの年次別・圏域別の転換見込みを整理し、財政試算を行う。
 - ②地域ケア整備構想原案を作成する。作成に当たっては地域の特性に応じた検討課題を整理し、具体的な対応方策を提示する。

各都道府県における検討の実施④ 【平成19年4月】

〔検討事項〕

- ・地域ケア整備構想原案
- ・財政に及ぼす影響試算
- ・年次別・圏域別の療養病床転換計画案 等

市町村、関係団体等との調整を行う。

各都道府県における検討の実施⑤ 【平成19年6月】

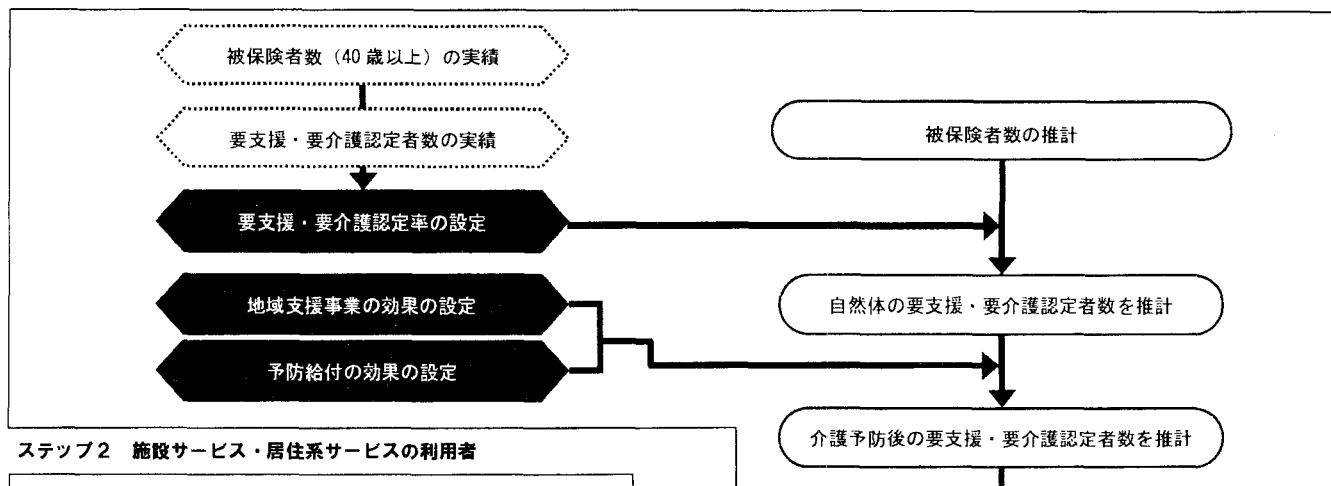
〔検討事項〕

- ・地域ケア整備構想原案 等

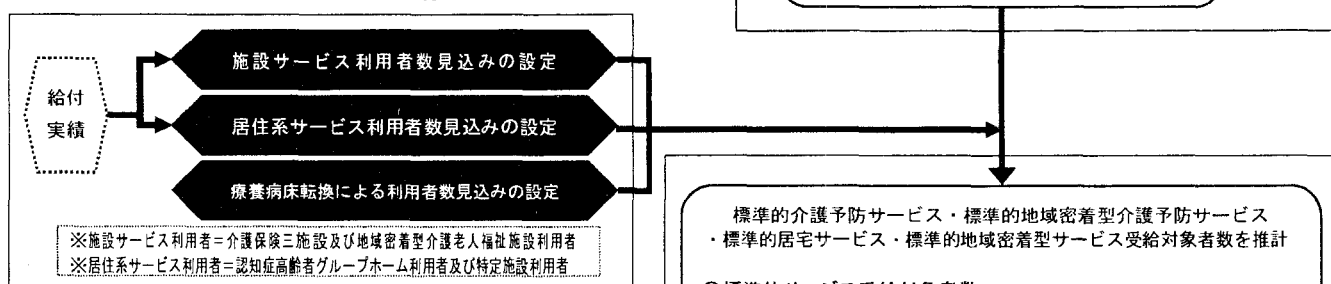
各都道府県における地域ケア整備構想の策定【平成19年夏～秋頃】

介護サービス見込量ワークシート（短期ワークシート）推計手順（案）

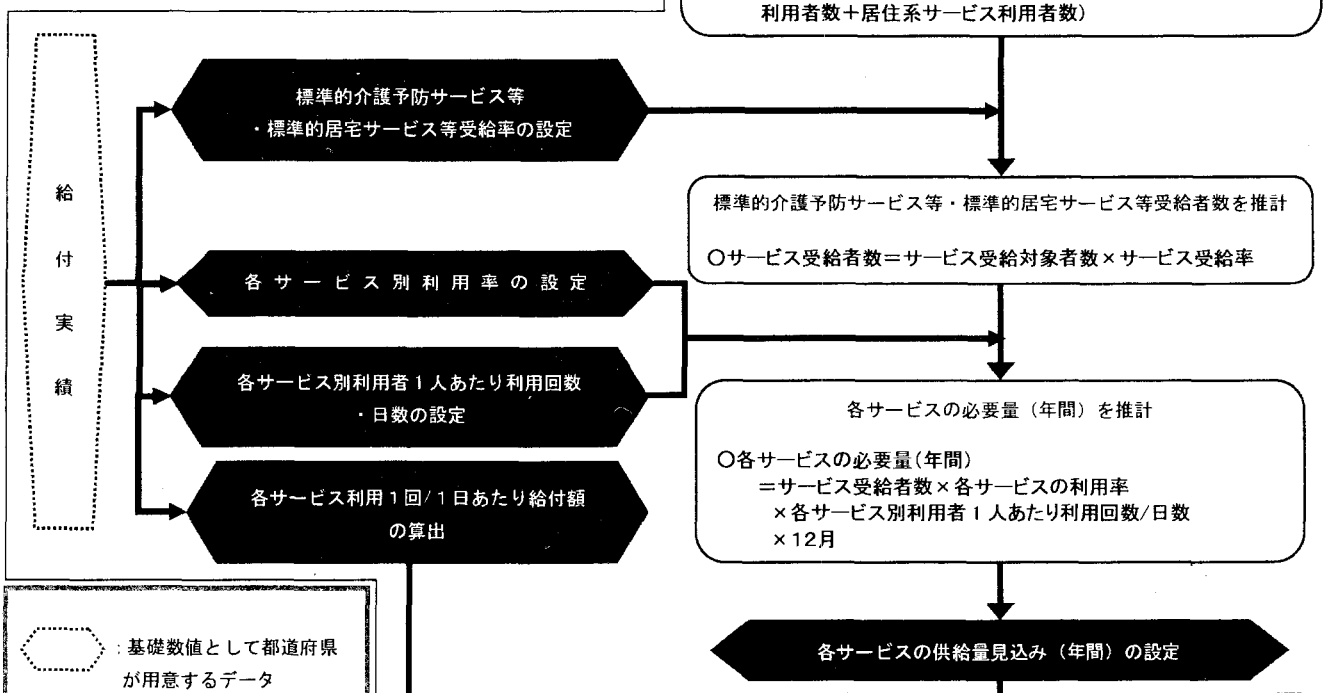
ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者数



ステップ2 施設サービス・居住系サービスの利用者



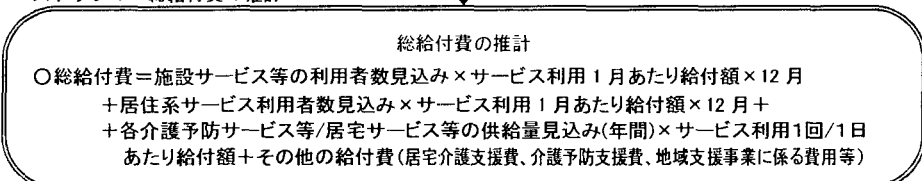
ステップ3 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 居宅サービス・地域密着型サービス（居住系サービスを除く）



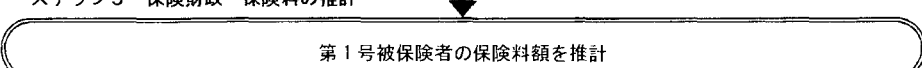
○ : 基礎数値として都道府県が用意するデータ
● : 参酌標準、過去の実績、政策的判断により、都道府県が見込む数値

※標準的居宅サービス等受給者数とは、居宅サービス及び地域密着型サービス(居住系サービスを除く)のうちいずれか1種類以上のサービスを利用する実人数

ステップ4 総給付費の推計



ステップ5 保険財政・保険料の推計



「住生活基本法」の概要

住宅ストックの量の充足、本格的な少子高齢化と人口・世帯減少等の社会経済情勢の著しい変化を踏まえ、公的資金を中心とした新規建設による「量」確保から、市場におけるストック活用による「質」向上へ、政策体系を抜本的に改革。

旧「住宅建設計画法」(S41)

住生活基本法

平成18年6月8日：公布・施行

目的・基本理念

目的

住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図る。

目的

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現。

基本理念

- ・現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等。
- ・住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成。
- ・民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護。
- ・低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保。

責務

責務

国及び地方公共団体の施策の策定・実施の努力義務

責務

- ・国、地方公共団体・・・住生活安定向上施策の策定・実施。国民の理解の増進。
- ・事業者・・・住宅の安全性等の確保。正確かつ適切な住宅情報の提供。
- ・居住者・・・住生活の安定向上の促進のため相互に連携協力。

基本的施策

基本的施策 国・地方公共団体は住生活安定向上の促進のため必要な施策を講ずる。

- ・安全・安心で良質な住宅ストック・良好な居住環境の形成
- ・住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ・公営住宅の供給等住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築

計画

住宅建設五箇年計画
5箇年間に於ける住宅の建設の目標
(特に公営・公庫・公団住宅の建設の事業の量)

地方住宅建設五箇年計画
(10の地方ごとに作成)

公営住宅
整備量の
通知

都道府県住宅建設五箇年計画
5箇年間に於ける住宅の建設の目標
(特に公営住宅の建設の事業の量)

住生活基本計画 [10年程度先を見通して目標を定め、おおむね5年ごとに見直し]

住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定。
(耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率など)

全国計画

- ◇施策の基本的方針
- ◇全国的見地からの目標・施策
- ◇政策評価の実施

都道府県計画

- ◇域内の施策の基本的方針
- ◇地域特性に応じた目標・施策
- ◇公営住宅の供給目標量

住生活基本計画(全国計画・案)の概要

○全国計画は、平成18年秋頃に閣議決定を予定。
○都道府県計画は、平成18年度中に策定。

はじめに

○住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
○計画期間は平成18年度から平成27年度の10年間

基本的な方針

○住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
○施策についての横断的視点

(横断的視点)

ストック重視

市場重視

福祉、まちづくり
等関連する施策
分野との連携

地域の実情を
踏まえたきめ細
かな対応

目標・成果指標・基本的な施策

○目標設定の前提として「住宅性能水準」「住環境水準」「居住面積水準(最低・誘導)」を設定
○都道府県計画に「公営住宅供給目標量」を定める際の「基本的な考え方」を記載

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	①新耐震基準適合率 ②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 ③省エネルギー対策率 ④リフォームの実施率 ⑤適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合	・耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ・ユニバーサルデザイン化の促進 ・省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 ・長寿命住宅の普及促進、適切な維持管理、リフォームの促進 ・マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進
良好な居住環境の形成	⑥重点密集市街地の整備率 ⑦地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数	・基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 ・宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策等の推進 ・建築協定の活用等による良好な街並み・景観・緑の維持・形成 ・都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援
国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	⑧住宅性能表示の実施率(新築) ⑨既存住宅の流通シェア ⑩住宅の利活用期間 ⑪子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	・住宅性能表示制度の普及・充実、紛争処理の仕組みの普及・充実、既存住宅の合理的な価格査定等の促進など市場環境の整備 ・長期固定型ローン等が安定的に供給される住宅金融市場の整備 ・税制上の措置等による無理のない負担での住宅取得の支援 ・持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等 ・技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備
住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	⑫最低居住面積水準未満率 ⑬高齢者のいる住宅のバリアフリー化率	・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ・各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進 ・高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 ・高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備

大都市圏における住宅・住宅地の供給等

・地域属性に応じた
施策の推進 等

施策の推進

・関係者の連携・協力
・統計調査の充実
・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し

地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し

【平成16年度以前】

個々の施設ごとに固定的な補助基準単価により補助

社会福祉施設等
施設整備費補助

市町村に対する
直接補助制度なし

【平成17年度】

(866億円)

地方自治体から、事務手続きが煩雑、使い勝手が悪いという声があることを踏まえ、交付金化することで、事務の簡素化、地方の裁量の拡大を図る。

都道府県交付金

特養、老健、ケアハウス等
大規模・広域型の施設の整備

市町村交付金

地域密着型サービス
拠点等の整備

【平成18年度】

① 都道府県交付金は、廃止・一般財源化
② 市町村交付金は、対象事業の範囲を拡充し、利用しやすい制度へと改善

(390億円)

廃止・一般財源化

- 平成18年度に廃止・税源移譲される国の施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率がき上げ部分を含む。)については、原則として「特別の地方債」を充当。
- 当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入。

対象範囲を拡充(交付金のメニューを3つに再編)

(476億円)

①地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金)

・地域密着型サービス拠点等の整備

②地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)

・地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備
・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進 等

③先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)

・介護療養型医療施設から老健等への施設転換
・既存特養の個室・ユニット化改修
・緊急ショートステイ居室の整備 等

介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金(案)

市町村(特別区を含む。)は、

①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を策定することができる。

※ 平成23年度までの6年間の支援

先進的事業支援特例交付金 の1メニュー

○ 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

介護療養型医療施設

- ・ 療養病床を有する病院
- ・ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・ 療養病床を有する診療所



- ①老人保健施設
- ②ケアハウス
- ③有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤認知症高齢者グループホーム
- ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦生活支援ハウス

※ ①、②及び④については定員規模を問わない。②については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件。

介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ

市町村

① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための「介護療養型医療施設転換整備計画」を策定。



② 計画を国に提出(都道府県を経由)。

国

③ 交付金全体(地域密着型サービスの整備等に係る交付金)に係る市町村のニーズを踏まえながら、予算の範囲内で採択。



④ 交付額を算定し、交付金を交付。

市町村

算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画記載の事業により減少する療養病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する療養病床数を上限とする。

事業区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を築備	転換床数	1,000千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を築備	転換床数	1,200千円
●改修 躯体工事に及ばない室内改修(壁紙剥がし等)	転換床数	500千円

地域介護・福祉空間整備等交付金及び
地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱（案）

地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱（案）

第1 目的

本要綱は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」（平成元年法律第64号。以下「法」という。）及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則」（平成元年厚生省令第34号。以下「規則」という。）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金（「市町村交付金」と総称する。以下同じ。）の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金（日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

（1）面的整備計画の作成

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、住民にとって身近な日常生活圏域（法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。）を単位として、公的介護施設等（法第2条第2項の公的介護施設等をいう。以下同じ。）の面的な配置構想を基に、今後3年以内実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成することができる。

面的整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- （ア） 面的整備計画の名称
- （イ） 面的整備計画の区域
- （ウ） 公的介護施設等の整備に関する目標
- （エ） 面的整備計画の期間
- （オ） （ウ）の目標を達成するために必要な事業に関する事項
- （カ） 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- （キ） 面的整備計画に基づく事業に要する費用の額
- （ク） 市町村交付金の額の算定のために必要な事項
- （ケ） 面的整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
- （コ） 面的整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- （サ） その他市町村が必要と認めた事項

イ 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、ア（オ）に関し、介護予防拠点の整備事業のみ、又は、地域介護・福祉空間推進交付金に係る事

業のみを盛り込んだ面的整備計画を作成することも差し支えないものとする。

(2) 面的整備計画作成に当たっての留意点

ア 面的整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要であり、面的整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内とする。

イ 面的整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更に合わせて、住民の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

ウ 面的整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

(3) 面的整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて面的整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、計画期間の初年度の前年度の1月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

(4) 面的整備計画の評価

市町村は面的整備計画に基づく計画期間が経過した後は、当該面的整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(5) 地域介護・福祉空間整備交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号並びに規則第4条、第5条及び第6条に定められた事業のうち次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

a 地域密着型サービスの拠点

(a) 小規模多機能型居宅介護拠点

(b) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(c) 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(d) 認知症高齢者グループホーム

- (e) 認知症対応型デイサービスセンター
- (f) 夜間対応型訪問介護ステーション
- b 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 介護予防拠点
- d 地域包括支援センター
- e 生活支援ハウス（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、水源地域対策特別措置法施行令（昭和48年法律第118号）又は奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づくものに限る。）

(イ) 施設等の整備

(ア) の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。

(ウ) 採択基準

地域介護・福祉空間整備交付金は、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められる中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い面的整備計画から優先して採択することとし、次の観点から評価を行う。

- a 別表1の市町村交付金採択指標の客観的指標（指標1～指標3）により、提出された各面的整備計画の評価点を算定する。
- b aにより得られた点数に、別表1の市町村交付金採択指標の政策的指標（指標4～指標10）による加算点を加えた総合評価点に基づき、予算の範囲内で優先順位の高い面的整備計画から順に採択することとする。

(エ) 交付額の算定方法

a 算定方法

地域介護・福祉空間整備交付金は面的整備計画ごとに交付するものとし、面的整備計画に記載された施設等につき、別表2（1）の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、その額が70,000千円を超える場合は、70,000千円を上限とし、また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨

てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が市町村整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとし、その結果、交付額が70,000千円を超える場合も、70,000千円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

c 豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、a及びbにより算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することとし、その結果、交付額が70,000千円を超える場合も、70,000千円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

d 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の着工時期に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(6) 地域介護・福祉空間推進交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。

a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース
- ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費

b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

- ・事業立上げの初年度に必要な設備整備

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、ア(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

ウ その他

- a 1つの日常生活圏域に係る面的整備計画の採択は、3年に1回を限度とする。ただし、(1)イの面的整備計画を提出する場合については、この限りではない。
- b 面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

(7) 平成17年度からの継続事業の交付

平成17年度に採択され、面的整備計画に記載された事業が平成18年度以降も継続する計画については、様式第2号に当該年度の交付予定額を記入の上、地方厚生(支)局長へ提出するものとする。

第3 先進的事業支援特例交付金(市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金)

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画

ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

市町村は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標
- (ウ) 市町村における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ)の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施

設等の名称等

- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。
- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 介護療養型医療施設転換整備計画を作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて介護療養型医療施設転換整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第3号による計画書を作成し、計画年度の前年度1月末日（平成18年度の場合は、平成18年9月末日）までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

法第4条第2項第2号及び規則第6条第2項に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、a、b及びdについては、定員規模を問わないこととし、又、bについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

- a 老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるものでかつ、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能

な居室を確保しているものに限る。)

- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 生活支援ハウス（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、水源地域対策特別措置法施行令（昭和48年法律第118号）又は奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づくものに限る。）

（イ）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（ウ）交付額の算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金の交付は市町村ごとに行うものとし、介護療養型医療施設転換整備計画に記載された事業について、別表3（1）の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数（ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。）を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）先進的事業整備計画

ア 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるよ

うにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 先進的事業整備計画の名称
- (イ) 先進的事業の目標
- (ウ) (イ) の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- (エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

(ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。

(イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。

(ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、その作成又は変更に当たっては、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。

(エ) 先進的事業整備計画を作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号による計画書を作成し、計画年度の前年度1月末日（平成18年度の場合は、平成18年8月末日）までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象

とする。

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により、第3の(1)のエの(ア) a又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金は市町村ごとに交付するものとし、先進的事業整備計画に記載された事業ごとに、別表3(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08

第4 優先すべき事項について

面的整備計画の作成に当たっては、次のものを優先的に計画に盛り込むこととする。

- (1) 施設入所者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改築を行うもの。
- (2) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- (3) 都市部における用地取得の困難性にかんがみ、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- (4) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (5) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- (6) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (7) 地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくもの。

市町村交付金採択指標

1 客観的指標

	内 容
指標 1	当該市町村における 65 歳以上人口の平成 17 年から平成 27 年までの増加率
指標 2	計画の区域における 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年 4 月 1 日現在）
指標 3	計画の区域における介護保険 3 施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護 2 以上の認定者数に対する割合（当該年 4 月 1 日現在）

2 政策的指標

	内 容
指標 4	地域密着型サービスの拠点整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護を整備する場合
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること （2）事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること
指標 6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 （例）公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること （2）地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること
指標 8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合
指標 9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している 場合
指標 10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）及び「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づく地域再生計画の評価結果を反映

面的整備計画に基づく事業の配分基礎単価

(1) 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
地域密着型サービスの拠点		面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
・小規模多機能型居宅介護拠点	15,000千円	
・特別養護老人ホーム		
1ユニット	20,000千円	
2ユニット以上	40,000千円	
・ケアハウス		
1ユニット	20,000千円	
2ユニット以上	40,000千円	
・認知症高齢者グループホーム	15,000千円	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
老人保健施設	25,000千円	
介護予防拠点	7,500千円	
地域包括支援センター	1,000千円	
生活支援ハウス	30,000千円	

(2) 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費又は工事請負費。

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価（案）

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単 位	4 対象経費
創 設	1,000千円	転換床数	<p>介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
改 築	1,200千円	転換床数	
改 修	500千円	転換床数	

(2) 先進的事業等整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業	「個室→ユニット化」改修	500千円	整備床数	<p>先進的事業等整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含み、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	「多床室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数		
市町村提案事業	20,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数		

面的整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名 区域

計画番号

計画期間 平成 年度 ~ 平成 年度

1. 公的介護施設等の整備に関する目標

2. 日常生活圏域における公的介護施設等の整備状況

公的介護施設等の種類	施設数			定員			公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題
	(開所分)	(整備分)	(合計)	(開所分)	(整備分)	(合計)	
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							

3. 計画の作成等に係る住民の意見の反映

①住民意見の反映の仕組み

②整備目標に対する住民意見の反映

4. 事後評価の方法等

①評価の実施時期

②評価の方法

③評価の手順

5. 客観的指標関係 (指標1～指標3関係)

① 当該市町村における65歳以上人口の増加率 (指標1関係)

区分	平成17年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	
65歳以上人口	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
増加率		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	(出典)

② 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合 (指標2関係)

(A) 高齢者のいる世帯数	(B) 高齢者単身世帯数	(C) 高齢者夫婦世帯数	指標2 $((B) + (C)) / (A)$
世帯	世帯	世帯	%

③ 介護保険3施設及び介護専用居住系サービスの定員数の要介護2以上の認定者数に対する割合 (指標3関係)

(A) 指定介護老人福祉施設の定員数	人	(G) 地域密着型特定施設の定員数	人
(B) 地域密着型介護老人福祉施設の定員数	人	(H) 要介護2以上の認定者数	人
(C) 介護老人保健施設の定員数	人	指標3 $((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) / (H))$	
(D) 指定介護療養型医療施設の定員数	人		%
(E) 認知症高齢者グループホームの定員数	人		
(F) 介護専用型特定施設の定員数	人		

6. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分（地域密着型サービス拠点の整備中心、既存資源の活用）→指標4、指標6関係

(単位：千円)

番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(千円)額	配分基礎 単価	加算額	交付 (千円)額	18年度交付 (千円)額	19年度交付 (千円)額	20年度交付 (千円)額
		施設数	ユニット数	件数	活用する既存資源及び その状況							
	介護給付等対象サービス等を提供 する施設											
①												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
合 計												

特別法等の適用 沖縄； 公害； 地震； 特豪；

② 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

(単位：千円)

番号	事業の具体的内容	対象経費の 実支出(千円)額	配分基礎 単価	交付 (千円)額	18年度交付 (千円)額	19年度交付 (千円)額	20年度交付 (千円)額
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							
合 計							

7. 政策的指標関係(指標5、指標7～指標10関係)

※以下については、6の①「地域介護・福祉空間整備等交付金に係る分」について記載すること。

① サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したもの →指標5関係

番号	事業内容及び指標5に該当する具体的な根拠

② 元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したもの →指標7関係

番号	事業内容及び指標7に該当する具体的な根拠

③ 当該市町村が未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施している →指標8関係

実施の有無	具体的な事業内容
有 ・ 無	

④ 当該市町村が給付適正化事業を実施している →指標9関係

実施有り	・	実施無し
------	---	------

⑤ 内閣府による地域再生の評価結果等の反映 →指標10関係

提出あり	S	・	A	・	B
------	---	---	---	---	---

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(直通)	メールアドレス
------	------	------	---------	---------

面的整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名 区域

計画番号

計画期間 平成 年度 ~ 平成 年度

整備計画に記載された目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 当該年度分 (単位：千円)

整理番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(千円)額	配分基準 単価	加算額	交付 (千円)額	既交付決定額	18年度交付 (千円)額	19年度交付 (千円)額
		施設数	ユニット数	件数	活用する既存資源及び その状況							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
合計					—	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特養

当初計画と変更がある場合は、当初計画を下表に記入すること。(変更箇所は朱書きで記入すること。)

② 当初計画 (単位：千円)

整理番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の 実支出(千円)額	配分基準 単価	加算額	交付 (千円)額	平成17年度 交付額	18年度交付 (千円)額	19年度交付 (千円)額
		施設数	ユニット数	件数	活用する既存資源及び その状況							
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
合計					—	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 特養

担当課名 担当係名 担当者名 連絡先(電話番号) メールアドレス

介護療養型医療施設転換整備計画

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名	
-------	--	------	--

1. 介護療養型医療施設の転換に関する目標

2. 市町村内における介護療養型医療施設の状況

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	設置場所	病床数	転換等予定年度	介護療養型医療施設の転換等に関する目標を定めるに当たっての留意すべき事項
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

3. 目標達成のために改修等が必要な施設の名称、整備区分、その費用の額及び交付予定額等

(単位：千円)

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種別	転換前床数		転換後床数	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
				うち転換床数						
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
合計										

※設置主体が変更となる場合、変更前の設置者と変更後の設置者を記載すること

※転換床数は(転換前の床数を記載すること) 例:50床→20床の場合は50床を記載

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先(電話番号)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	-----------	--	---------	--

先進的事業整備計画

計画名称	
------	--

都道府県名	市町村名
-------	------

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

特別養護老人ホーム の施設名称	設置主体	設置場所	居室形態			合計
			ユニット型 個室	左記以外 の個室	多床室	
①						
②						
③						
④						
⑤						
合 計						

ユニット型個室割合	%
-----------	---

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

① 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業

(単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員		対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額				
			現員	うち個室化 改修分 a								
								e (bとdのいずれか 低い方)				
<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>特別法等の適用</td> <td>沖縄</td> <td>公害</td> <td>特豪</td> </tr> </table>									特別法等の適用	沖縄	公害	特豪
特別法等の適用	沖縄	公害	特豪									

② 緊急ショートステイの整備事業

(単位：千円)

緊急ショートステイ を整備する施設の種別	施設の名称	設置主体	設置場所	整備床数	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
				a	b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか 低い方)

③ 市町村提案事業

【具体的内容】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>交付(予定)額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	対象経費の実支出(予定)額	千円	交付(予定)額	千円
対象経費の実支出(予定)額					
千円					
交付(予定)額					
千円					

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(電話番号)	メールアドレス
------	------	------	-----------	---------

医政発第0703018号
平成18年7月3日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長

療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について

医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等施設整備資金貸付金（以下「補助金等」という。）における療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の整備については、患者の療養環境の改善等を目的として行ったところである。

今般、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）が公布されたことに鑑み、療養病床に係る財産処分の承認手続きについて簡素化を図ることとし、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴都道府県が行った補助事業（国の間接補助事業）についても、下記に定める報告手続きに従い行うこととしたので、貴管内の医療機関に対する周知及び適切な事務処理を行っていただくよう配慮願いたい。

また、本通知においては、老健局及び保険局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

記

- 1 補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行う際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、厚生労働大臣の承認が必要とされているところであるが、今般の療養病床をめぐる平成18年改正法に基づく財産処分に関しては、通常の財産処分と異なり、主として補助事業者等の都合によらないこと、また、引き続き患者の療養環境の改善等を図る必要があることから、以下の2に該当する財産処分であって、原則として財産処分を行う1か月以上前に別紙様式により厚生労働大臣に報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱う（以下「報告手続」という。）こととし、この場合の当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とする。

ただし、報告手続による転用等を行った後については、国庫補助事業の完了時

から起算して厚生労働大臣が別に定める期間（「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）」をいう。）を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことは認められず、既存施設の残存期間について処分制限が課されるものとする。

また、間接補助事業についても、都道府県知事は間接補助事業者に対し処分制限期間を経過するまで財産処分を制限する条件を付さなければならないものとする。

2 財産処分の手続きの簡素化の対象となる療養病床について

これまで、療養病床をはじめとした病床の整備については、患者の療養環境の改善等を図ることを第一の目的として行ってきたところであるが、平成18年改正法等の施行を踏まえ、簡素化の対象となる療養病床は財産処分の際に入院している患者がその状態に即した適切な施設等において必要な対応が図られる場合であって、次の財産処分を行う場合とする。

なお、財産処分の手続きの簡素化については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成25年3月31日までに限る措置とする。

(1) 療養病床（療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床）について、病床の数を増加させることなくその全部若しくは一部について医療法第7条第2項第5号に定める一般病床に転用（取壊し後に新築又は増築する場合を含む。以下同じ。）する場合又は転用せずに療養病床の利用率等を踏まえて療養病床の数を減ずる場合であって、次の（ア）及び（イ）の条件を満たす場合。

(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上を確保すること。

(イ) 引き続き、機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること。

なお、上記について例示すると次のとおりであるが、病床を減ずる場合であっても、患者の療養環境を向上させるよう補助事業者において対応するものであること。

- ・療養病床100床を一般病床100床
- ・ " を一般病床50床及び療養病床50床
- ・ " を一般病床40床及び療養病床40床
- ・ " を療養病床90床

(2) 療養病床（療養病床を補助条件としているか否かにかかわらず整備された療養病床）について、その全部又は一部を次の（ア）から（キ）までの施設に転用又は、次の施設として使用することを条件として他の社会福祉

法人等へ無償譲渡する場合。

- (ア) 介護老人保健施設
- (イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (ウ) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるものに限る。）
- (エ) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 生活支援ハウス

- (3) (1) 又は (2) において財産処分の簡素化の対象となった施設において、再度療養病床や介護老人保健施設等の施設に転用する場合は、個別に協議が必要となるので、念のため申し添える。

(参考)

- 1) 「療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床」とは医療施設近代化施設整備事業で次により整備された療養病床をいう。
 - ア) 病院の改修（一部増築を含む。）により整備された療養病床
 - イ) 診療所の改修等（新規開設を除く。）により整備された療養病床
 - ウ) 介護基盤整備促進事業（平成16年度廃止）により整備された療養病床
- 2) 「療養病床を補助条件としているか否かに拘わらず整備された療養病床」とは次により整備された療養病床をいう。
 - ア) 医療施設近代化施設整備事業により老朽化した病院等の新築、増改築又は改修により整備された療養病床
 - イ) その他の整備事業で整備された療養病床

3 2以外の方法による財産処分の取り扱いについて

上記2以外による財産処分の取り扱いについては、従前のおり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の承認が必要である。

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

医療施設等施設整備費補助金^{*}の交付を受けて取得した財産の処分報告書

医療施設等施設整備費補助金^{*}の交付を受けて取得した財産について、下記のとおり財産処分を行うので平成18年7月3日医政発第0703018号厚生労働省医政局長通知「療養病床に係る財産処分承認手続きの簡素化について」に基づき、関係書類を添えて報告する。

記

1 処分施設の概要

補助事業名	補助事業者名	施設名	設置主体 (経営主体)	補助施設の所在地
			()	

国庫補助金額 (補助対象面積)	総事業費 (総面積)	国庫補助 年 度	建物構造	処分制限 期 間	経過年数 (~)
円 (m ²)	円 (m ²)	年度		年	(~ 年)

2 処分の内容

処分区分	処分後の施設 設置主体 (経営主体)	処分する療養病床数 (処分面積)	処分後の施設 の定員 (面積)	処 分 の 詳 細	処分予定 年月日
	()	床 (m ²)	床 人 (m ²)		

3 添付資料

- ・ 財産処分対象施設の概要と図面（補助対象部分、面積を明記したもの）
- ・ 転用後の施設、取り壊した後に新築、増築された新施設の概要と図面（対象部分、面積を明記したもの）
- ・ 交付額確定通知書の写し（交付額を確認できる書類）
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 標題及び本文中の補助金等の名称は、財産処分を行おうとしている施設に対して交付された補助金等の名称を記載すること。

2 処分の内容

(1)「建物構造」欄：鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造等建物の構造について記入すること。

(2)「処分区分」欄：療養病床から一般病床への転用、転用、取り壊し、無償譲渡の別を記入する。

(3)「処分後の設置主体（経営主体）」欄：無償譲渡により設置主体が変わった時のみ記入する。

(4)「処分の詳細」欄：財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例 ○○施設を□□施設に転用

○○施設の一部を□□施設に転用

○○施設を取り壊し、□□施設を新築

なお、転用後の施設、取り壊し後の新施設の入所等の定員数を必ず記入すること。

3 添付書類

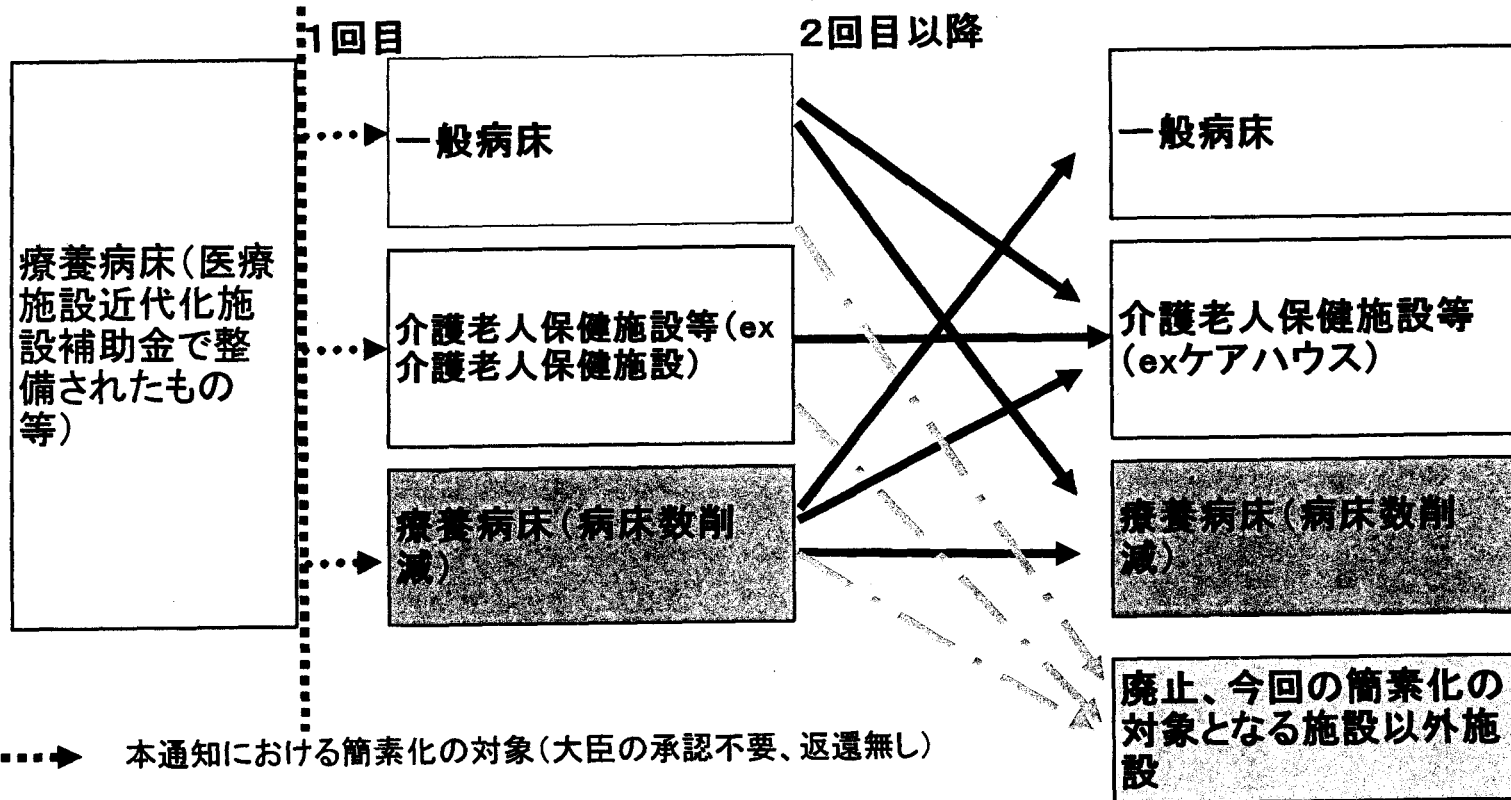
間接補助事業については、施設等の設置主体からの財産処分報告書等の写しを添付すること。

その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容を補足すること。

療養病床の転換の簡素化とその後の措置(調整中)

平成18年7月3日(通知発出日)

平成25年3月31日(簡素化適用期限)



.....➡ 本通知における簡素化の対象(大臣の承認不要、返還無し)

➡ 個別に協議が必要(大臣の承認必要、返還を要しない方向で検討中)

.....➡ 返還が必要(大臣の承認必要)

処分制限期間(39年)

療養病床の転換に関するQ & A

	質 問
1	今回の療養病床の見直しの基本的な考え方如何。
2	療養病床の見直しについては、利用者に支障が生じないように、どのように進めていくのか。
3	医療区分設定の考え方如何。
4	医療区分1の人であっても一定程度の医療行為は必要であり、こうした者を介護保険施設等で受け入れられるのか。
5	療養病床の削減に伴い、これまで療養病床に入院していた高齢者に対して特に重要と考えられるターミナルケアや重度を含めた認知症の患者に対するケアについては、その受け皿となる介護サービスの基盤の中でどのように確保していくのか。
6	在宅、グループホーム、ケアハウス等における在宅介護サービスや訪問看護等の在宅医療関連サービスの充実について、どのように考えているのか。
7	第3期介護保険事業（支援）計画期間における療養病床から老人保健施設等への転換に伴う取扱如何。
8	介護保険適用の療養病床の転換についての支援措置如何。
9	病床転換助成事業の概要如何。

問 1 今回の療養病床の見直しの基本的な考え方如何。

(答)

- 1 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、医療保険適用の病床（約25万床）と介護保険適用の病床（約13万床）があるが、医療の必要性が必ずしも高くない患者が多く入院しており、在院日数も長くなっているところである。
- 2 療養病床の問題は、昭和48年の老人医療費無料化以降、病院が高齢者介護の受け皿となってきた「老人病院」問題として、30年来の懸案となってきたおり、介護保険法施行後6年を経て、介護基盤の整備も進んだことから、積年の課題を整理し、いわゆる「社会的入院」を是正することとしたものである。
- 3 見直しに当たっては、患者の状態に応じた施設の適切な機能分担を推進することとし、具体的には、
 - ① 療養病床については、医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
 - ② 医療の必要性の低い患者については、より居住環境のよい老健施設等の介護施設、居住系サービス又は在宅で受け止めることとしている。

問2 療養病床の見直しについて、利用者に支障が生じないよう、どのように進めていくのか。

(答)

- 1 今回の療養病床の再編成では、入院されている患者の状態の応じ、病床の「機能に応じた再編」を行うこととしており、医療の必要性の高い方々については、医療保険適用の療養病床に引き続き入院することができる。
- 2 また、医療の必要性の低い方々については、こうした患者を受け入れている療養病床が6年の間に老人保健施設等に転換することにより、主な受け皿となることを想定しており、現に利用している方が継続して入所できることを大前提としている。
- 3 このため、療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を促進する観点から、
 - ① 既存の建物をそのまま活用して老人保健施設に転換できるよう、床面積の基準を経過的に緩和。(平成23年度末まで)
 - ② 医療保険・介護保険の双方において、医師、看護職員の配置等を緩和した療養病床の類型を創設。(平成23年度末まで)の措置を講じたところであり、また、
 - ③ 国の基本指針を見直し、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業支援計画において、療養病床から介護サービスに転換するものの必要な受入れを図る。等の措置を講ずることとしている。
- 4 また、療養病床の再編成については、介護保険事業計画だけではなく、医療計画や医療費適正化計画にも関連するものであり、各分野横断的・統一的

に対応することも必要である。

- 5 このため、都道府県の協力を得て地域ごとの施設ニーズや関係者の意向の把握を急ぐとともに、厚生労働省においては、地域におけるケア体制の整備の方針や療養病床転換に係る計画などを盛り込んだ「地域ケア整備指針（仮称）」を策定し、各都道府県による「地域ケア整備構想（仮称）」の作成を支援し、施設の適切な対応を促すとともに、3つの計画が整合性をもって策定されるようにしていく考えであり、療養病床の転換に対する利用者や関係者の理解を得ながら取り組んでまいりたい。

問3 医療区分設定の考え方如何。

(答)

- 1 医療区分を含む患者分類については、平成15年3月の閣議決定に基づき、中医協の下の専門組織において、平成15年5月から約2年間に渡る調査・検討を積み重ねて来た結果として作成されたものである。

- 2 具体的には、
 - 療養病床を有する約90の医療機関を対象に、約7000人の慢性期入院患者の実態調査を行い、約3500人の患者を対象とした医療従事者のタイムスタディ調査も実施して、患者分類の試案を作成し、
 - さらに、実際の個々の患者の患者分類への該当状況も示した上で、これを医療現場に適用した場合の妥当性について再度調査を行い、必要な改善を行った上で取りまとめ、中医協において了承されたものである。

問4 医療区分1の人であっても一定程度の医療行為は必要であり、こうした者を介護保険施設等で受け入れられるのか。

(答)

- 1 今回の療養病床の再編では、療養病床は医療の必要性が高い患者に限定し、医療保険で対応するとともに、医療の必要性の低い方々への対応としては、療養病床が老人保健施設等の介護施設に転換することにより、大きな改修をすることなく、受け皿となることが可能と考えている。
- 2 これまでも、
 - ① 老人保健施設においては、常勤の医師により、緊急時対応も含めた一定の医療が提供されている他、
 - ② 老人保健施設や特別養護老人ホーム等においては、入所者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めて緊急対応を行っているところであり、再編成にあたっては、今後とも医療の確保が前提であると考えている。
- 3 また、
 - ① 平成18年度介護報酬改定において、特別養護老人ホームにおける入所者の重度化やターミナルケアへの取組の評価を新設するとともに、
 - ② 平成18年度診療報酬改定においては、新たに在宅療養支援診療所を位置づけ、当該診療所から特別養護老人ホーム等に入居している末期の悪性腫瘍の患者を訪問して診療を行った場合に、新たに診療報酬を算定できる等の措置を講じたところである。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律の附則においては、入所者の状態に応

じてふさわしいサービスを提供する観点から、老人保健施設等の基本的なあり方や入所者に対する医療のあり方等について検討を行う旨の規定が盛り込まれており、今後、関係者のご意見を十分に伺いながら検討を進めてまいりたい。

(参考)

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）

附 則

（検討）

第二条 （略）

2 （略）

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

問5 療養病床の削減に伴い、これまで療養病床に入院していた高齢者に対して特に重要と考えられるターミナルケアや重度を含めた認知症の患者に対するケアについては、その受け皿となる介護サービスの基盤の中でどのように確保していくのか。

(答)

- 1 これまで療養病床に入院していた高齢者のうち、医療の必要性の高い患者に対するターミナルケアや重度を含めた認知症の患者で医療の必要性の高い患者については、療養病床の再編後も、医療療養病床で対応していくこととしている。
- 2 また、医療の必要性の低い患者については、ご本人や家族の希望を尊重しながら高齢者の心身の状況等を踏まえつつ、できるだけ住み慣れた場所でターミナルケアや認知症のケアが行われるよう、介護サービスの充実を図ることが重要と考えている。
- 3 このため、介護保険においては、
 - ① 介護保険法改正により、認知症高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう地域密着型サービスを創設するとともに
 - ② 介護報酬改定において、
 - ・ 特別養護老人ホームにおける入所者の重度化やターミナルケアへの取組への評価
 - ・ 認知症高齢者グループホームにおける医療連携体制に対する評価を新設する等の取組を行っているところである。

問6 在宅、グループホーム、ケアハウス等における在宅介護サービスや訪問看護等の在宅医療関連サービスの充実について、どのように考えているのか。

(答)

- 1 在宅介護サービスや在宅医療については、これまでも充実を図っており、
 - ① 昨年の介護保険法の改正においては、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護等の地域密着型サービスを創設するとともに、
 - ② 平成18年度介護報酬改定においては、施設から在宅へという基本的方向に基づき、在宅生活の継続を支える環境づくりを行うため、
 - 1) 訪問看護について、24時間対応体制の確保や在宅ターミナルケアへの取組への評価を行い、
 - 2) 早めの住み替えに対応した居住系サービスの多様化を進め、
 - ③ 平成18年度診療報酬改定においては、新たに在宅療養支援診療所を位置付け、当該診療所から介護保険給付の対象となるケアハウスや有料老人ホーム等に入居している末期の悪性腫瘍の患者を訪問して診療を行った場合に、新たに診療報酬を算定できる
などの対応を図ったところである。
- 2 今後とも、引き続き、在宅介護のサービスや在宅医療の充実に努めてまいります。

問7 第3期介護保険事業（支援）計画期間における療養病床から老人保健施設等への転換に伴う取扱如何。

（答）

- 1 第3期介護保険事業（支援）計画期間（平成18年度～平成20年度）内における療養病床からの転換に係る介護保険施設の指定等については、各市町村（都道府県）が策定した介護保険事業（支援）計画において定められている必要利用定員総数の範囲内で行うことになる。
- 2 なお、上記において第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を老人保健施設へ転換することについては、老人保健施設の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、老人保健施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。
- 3 また、これと同様に、
 - ① 第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を特定施設へ転換することについては、特定施設（地域密着型特定を除く。以下同じ）の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、特定施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。
 - ② 第3期期間内に介護療養病床又は医療療養病床を特別養護老人ホームへ転換することについては、特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下同じ）の必要利用定員総数のみでは空きがない場合であっても、特別養護老人ホームと介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは、当該転換は可能である。
- 4 さらに、第3期期間内における老人保健施設の新増設に当たって、医療療

養病床からの転換による新增設を優先したり、老人保健施設の入所に当たって、療養病床の廃止に伴い退院する者が円滑に転入所できるような工夫を検討している地方公共団体もあるので、参考とされたい。

問8 介護保険適用の療養病床の転換についての支援措置如何。

(答)

- 1 介護療養病床を老人保健施設等に転換する際には、市町村が必要と判断した場合には地域介護・福祉空間整備等交付金の「市町村交付金」を活用できるようにすることとしている。
- 2 なお、この「市町村交付金」の財源は、全額国費で行うこととしているが、平成18年度から廃止・一般財源化された「都道府県交付金」に相当する助成を都道府県等が行う場合は、地方財政措置が講じられることとなっており、都道府県等の判断により、老人保健施設等を整備する場合に助成を行うことも可能である。

問9 病床転換助成事業の概要如何。

(答)

- 1 病床転換助成事業については、都道府県を実施主体とし、医療療養病床等の長期入院病床を老人保健施設等に転換するための費用の一部を助成するものである。

- 2 助成対象範囲としては、法律上、
 - ・ 病病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、
 - ・ 介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の新設又は増設により病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることとしており、平成20年度から平成24年度の第1期医療費適正化計画の期間においては、転換元の病床としては医療療養病床を定め、転換先の施設としては、老人保健施設のほか、有料老人ホームやケアハウス、認知症高齢者グループホームを助成の対象に加える考えである。なお、転換先の大半は老人保健施設を想定しているところである。

- 3 転換・整備の方法としては、改修による転換のほか、新規の立て替えによる整備も対象とする考えである。

療養病床の再編成について

療養病床とは

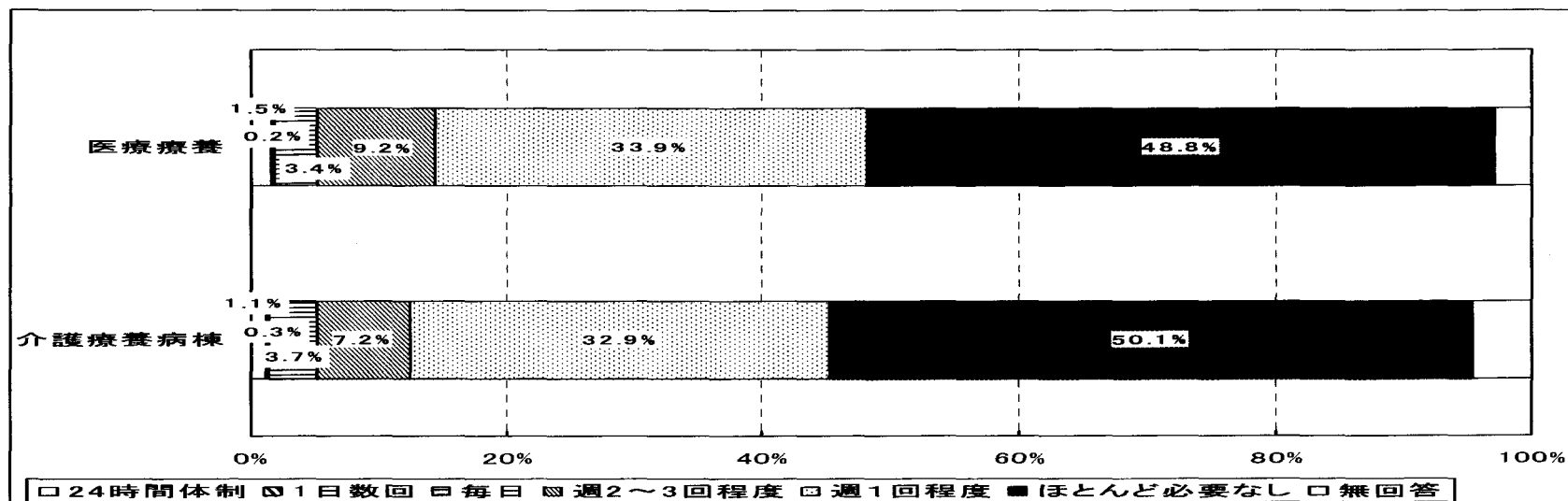
- ・主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床です。
- ・全国では約38万床あり、医療保険適用(約25万床)、介護保険適用(約13万床)がありますが、提供されるサービスは実質的に同じです。

	医療療養病床	介護療養病床	老人保健施設	特別養護老人ホーム
ベット数	約25万床	約13万床	約27万床	約36万床
1人当たり床面積	6.4㎡以上	6.4㎡以上	8.0㎡以上	10.65㎡以上
平均的な一人当たり費用額	約49万円 (H15年)	約41万円 (H18.4月以降)	約31万円 (H18.4月以降)	約29万円 (H18.4月以降)
人員配置	医師 3人 看護職員 20人 介護職員 20人	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人	医師 1人 看護職員 9人 介護職員 25人	医師 必要数 看護職員 3人 介護職員 31人

療養病床は次のような課題を抱えています

・現在の利用状況を見ると、必ずしも医療サービスを必要とはしない方も利用しているのが実態です。

医師による直接医療提供頻度



[中医協「慢性期入院医療実態調査」(平成17年11月11日中医協資料)]

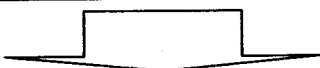
- 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供
- 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用
- 医師・看護師など限られた人材の効率的な活用

の観点から再編成が必要となっています。

医療費の適正化は喫緊の課題です

- 医療費適正化のための方策として、平均在院日数の短縮を計画的に行うこととしており、療養病床の再編成はその第一弾として位置づけられます。
- 限られた医療資源を現に医師・看護師等が不足している急性期を中心とした医療に振り向ける必要があります。

- ・今後の高齢化の進展や日本経済の負担能力を考慮した医療費の適正化は必要
- ・一方で、機械的に医療費を抑制する方法では医療の安心の確保はおぼつかない



- ・国民の健康と医療のあり方に矛盾せず、かつ、医療費の適正化につながる政策の推進
- ・その政策とは、「生活習慣病の予防」と「入院期間の短縮」



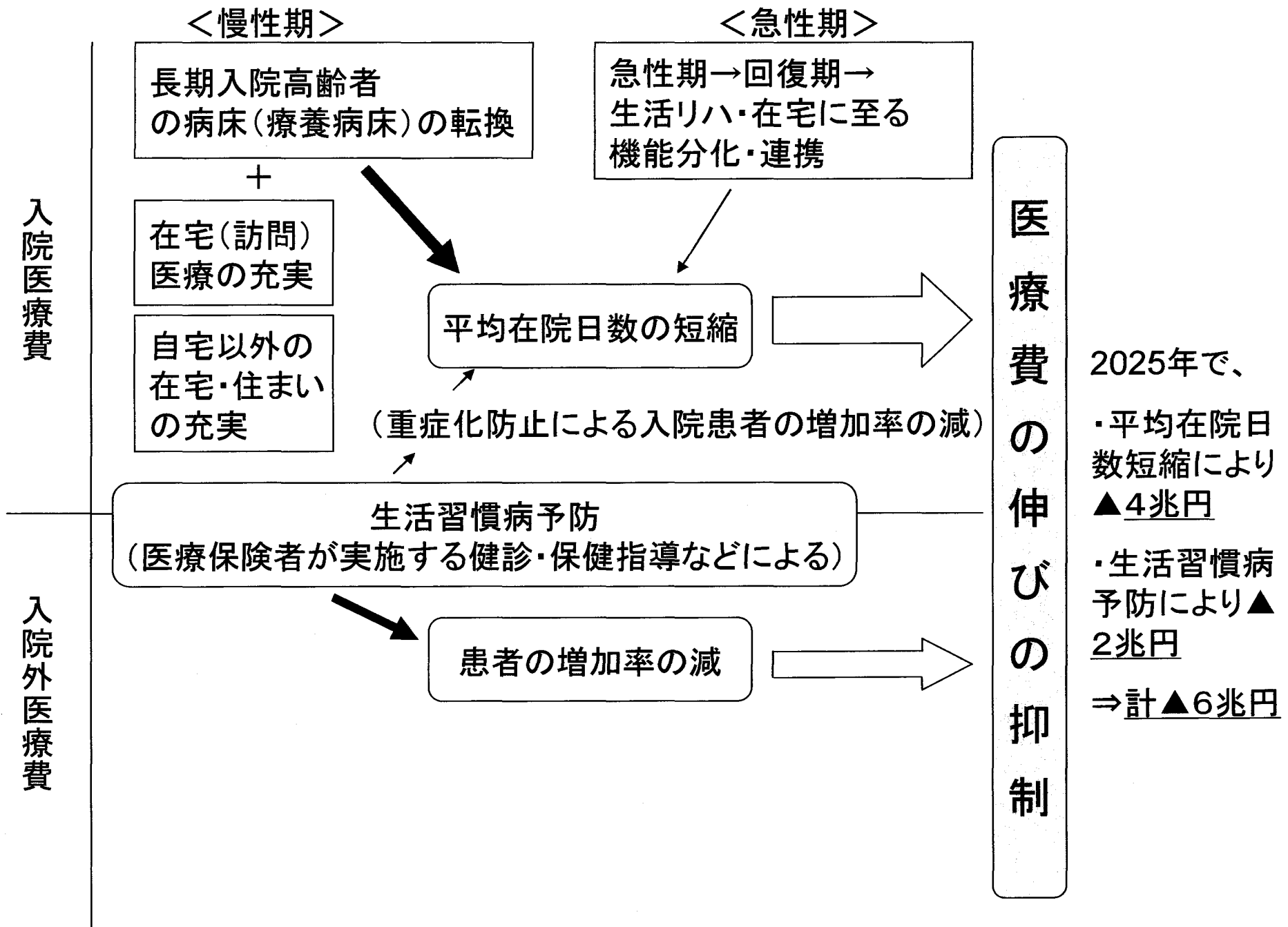
- ・第1期(平成20～24年度)においては、「入院期間の短縮」の具体的方策が「療養病床の転換」
- ・第2期以降も長期入院の是正や医療機関間の分化・連携により「入院期間の短縮」を進め、急性期医療への人材及び財源の重点的投入を実現する

(1) 平均在院日数(平成15年病院報告)

全病床	その他の		
	病床等	一般病床等	療養病床等
36.4	28.3	20.7	172.3

(2) 医療提供体制の各国比較(2004年)(OECD Health Data 2006)

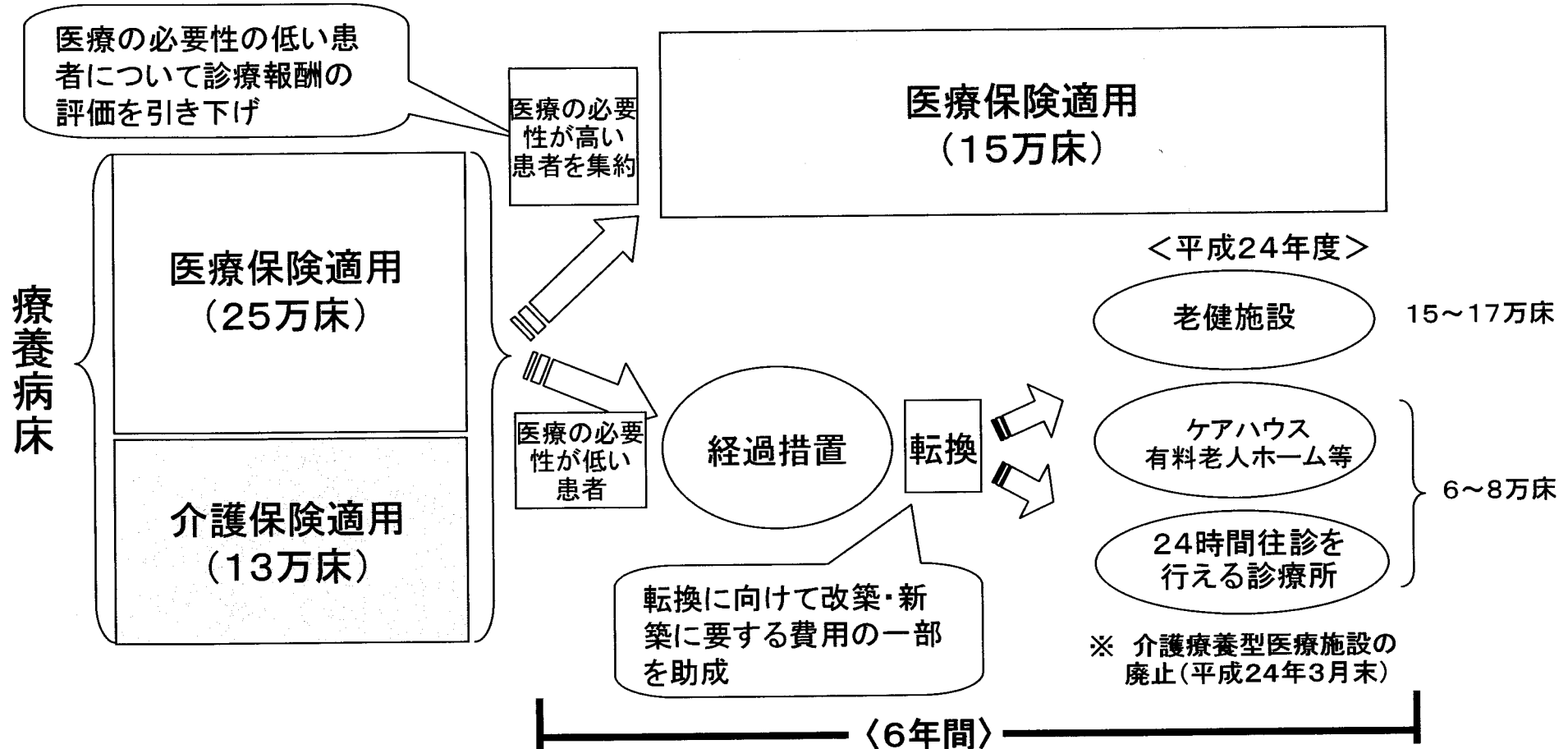
	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
平均在院日数	36.3	10.4	13.4	7.2	6.5
人口千人当たり病床数	14.2	8.6	7.5	4.0	3.3



医療サービスの必要性を踏まえ療養病床の再編成を行います

再編成は次のような形で進めます。

- ① 療養病床は全部廃止されるのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続します。
- ② 介護療養病床の廃止は6年後であり、その間に老健施設等への転換を進めます。
- ③ 療養病床の再編成を踏まえ、地域のサービスニーズに応じたケア体制の整備を計画的に進めます。



療養病床の再編成には次のような効果が期待されます

高齢者の状態にふさわしいサービスを提供します。

- ・医療の必要性が高い高齢者には医療療養病床で医療サービスを提供
- ・医療の必要性が低い高齢者には老健施設や居住系サービス、在宅などで適切な介護サービスを提供

限られた医療保険・介護保険財源を効率的に活用することで、粗く見積もると全体で3000億円程度の給付費の削減が期待されます。

〔平成24年の粗い見積もり〕

医療給付費	△4,000億円
介護給付費	+1,000億円
差 引	△3,000億円

⇒ 高齢者医療に係る都道府県、市町村の公費負担の軽減、保険料の軽減につながる

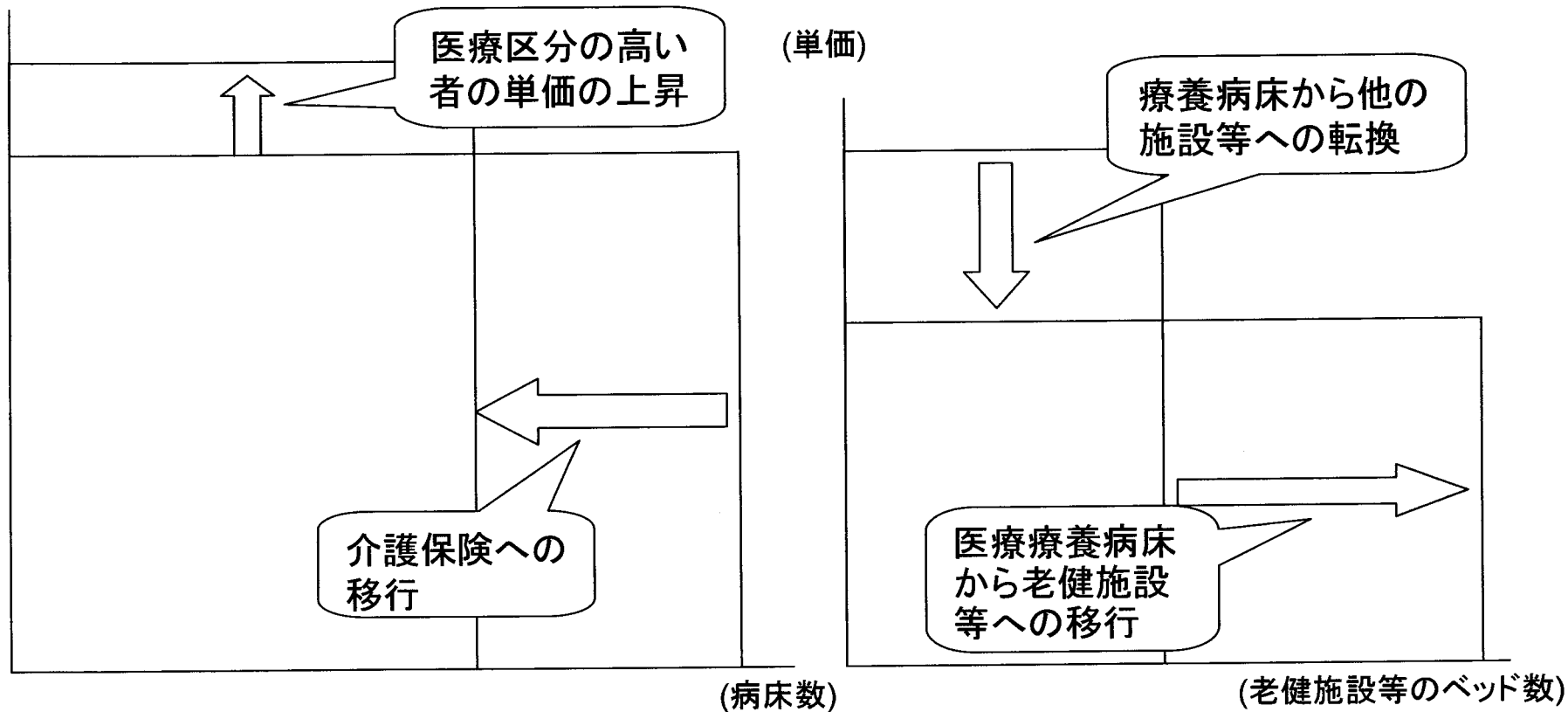
医師・看護師などの人材の効率的な活用が図られます。

- ・療養病床から急性期病院への人材の再配置を可能とすることにより急性期医療への人材の重点的投入を実現
- ・看護職員配置の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上

療養病床再編成により医療療養病床及び介護療養病床の費用が全体として軽減されます

(単価)

<再編成前後の費用の変化イメージ図>



〔医療保険〕

〔介護保険〕

〔粗い試算〕

△4,000億円

+1,000億円

⇒ 医療保険・介護保険全体で見れば、
平成24年度段階で差し引き3,000億円の減少見込み

再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します①

・医療機関自身がそのまま患者さんの受け皿として老人保健施設などに転換できるように、様々な転換支援措置を講じます。

医療療養病床を対象とした転換支援措置

- ※医療提供体制施設整備交付金（都道府県交付金）のメニュー項目の活用も含め対応（～平成19年度）
- ※医療療養病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に転換するために要する費用を医療保険財源により助成（平成20年度～）

医療療養病床

介護療養病床

病床転換

老人保健施設
ケアハウス
有料老人ホーム等
グループホーム
在宅療養支援拠点

介護療養病床を対象とした転換支援措置

- ※市町村交付金による支援
- 介護療養型医療施設等の機能転換を促進

医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型

注：現行の療養病床のほかに、将来的な老人保健施設や居住系サービス等への転換を念頭に移行促進措置を設ける

療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

注：既存の建物をそのまま活用して老人保健施設に円滑に転換できるよう、6年間は1床当たり面積を6.4㎡（老人保健施設は8㎡）で可とするなど、経過的に施設基準を緩和

第4期の介護保険事業計画において病床の転換が円滑に行われるよう参酌標準を見直し（健保法改正法の附則で措置）

再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します②

- ・療養病床は地域的偏在が大きいことから、地域の特性に応じた対応が必要です。
- ・そこで、将来の高齢化の状況を踏まえつつ、地域の状況に応じた転換を円滑に進めるため、各都道府県において「地域ケア整備構想」を平成19年夏～秋頃を目途に策定し、地域としての23年度末までの毎年度の対応方針を明らかにします。

〔地域ケア整備構想のイメージ〕

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを施設・在宅の介護サービスに止まらず、住まいや在宅医療も含めて中長期・短期にわたって提示。

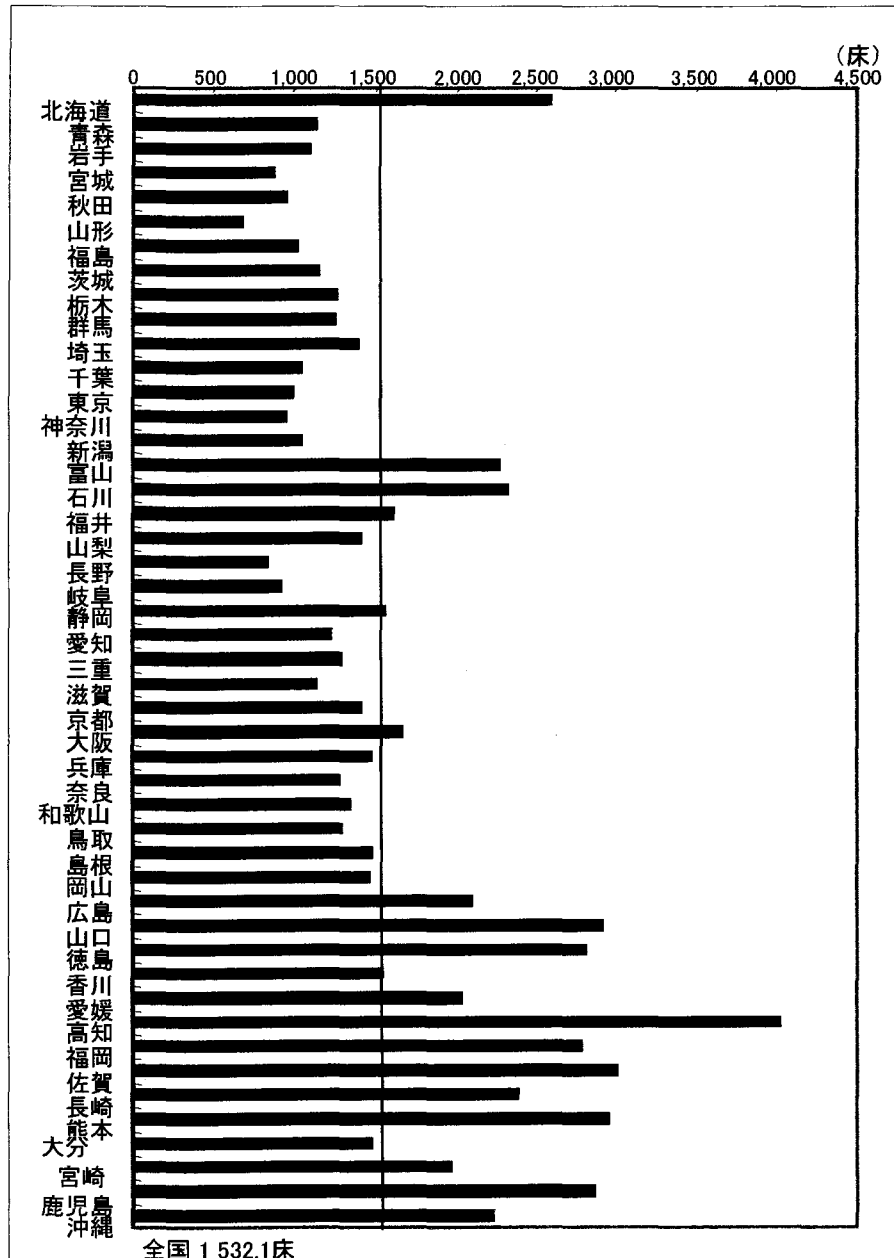
③ 療養病床の転換について

- 療養病床の年次別圏域別転換計画を提示

※都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定します。

※策定に当たっては市町村との連携を図ります。

都道府県別にみた65歳以上人口10万対病院・診療所の療養病床の病床数(平成17年12月末)

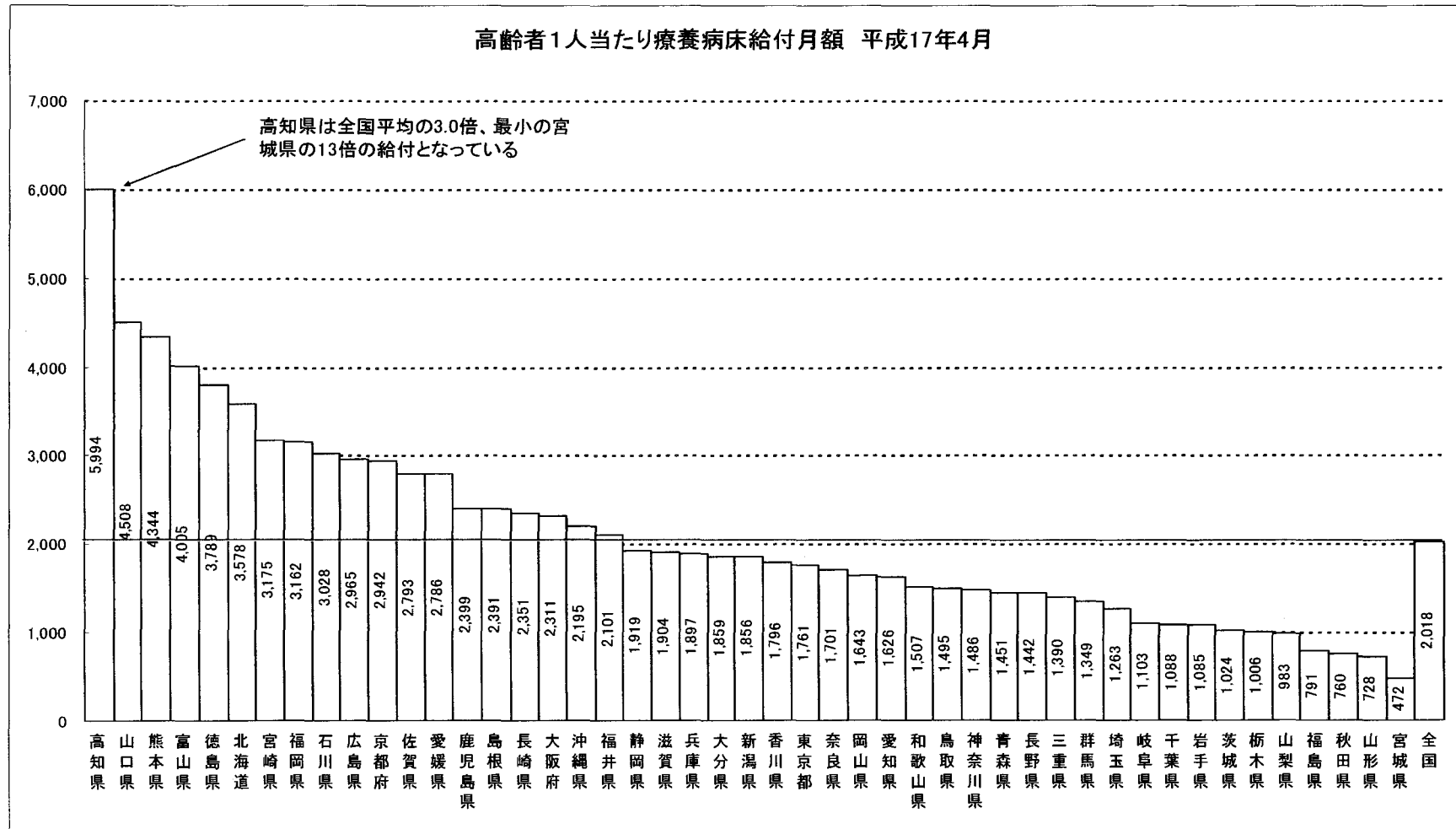


県別	病床数			人口10万対病床数
	総数	病院	診療所	
北海道	381 131	357 349	23 782	1 532.1
青森	30 423	28 908	1 515	2 587.0
岩手	3 555	3 022	533	1 139.4
宮城	3 611	3 130	481	1 100.9
秋田	3 948	3 505	443	879.3
山形	2 871	2 691	180	960.2
福島	2 066	1 873	193	684.1
茨城	4 714	4 415	299	1 022.6
栃木	6 202	5 891	311	1 146.4
群馬	4 756	4 595	161	1 275.1
埼玉	4 992	4 834	158	1 254.3
千葉	14 581	14 501	80	1 394.0
東京	10 268	9 865	403	1 051.0
神奈川	21 480	21 173	307	993.1
新潟	13 020	12 803	217	958.1
富山	5 897	5 826	71	1 043.7
石川	5 647	5 347	300	2 258.8
福井	5 470	5 237	233	2 317.8
山梨	2 940	2 625	315	1 615.4
長野	2 616	2 445	171	1 406.5
岐阜	4 250	3 819	431	841.6
静岡	3 843	3 369	474	917.2
愛知	11 443	11 216	227	1 556.9
三重	14 304	13 739	565	1 235.2
滋賀	4 917	4 558	359	1 290.6
京都	2 676	2 592	84	1 133.9
大阪	7 209	7 073	136	1 419.1
兵庫	24 825	24 644	181	1 658.3
奈良	15 422	14 703	719	1 480.0
和歌山	3 424	3 398	26	1 287.2
鳥取	3 243	2 897	346	1 345.6
島根	1 858	1 667	191	1 299.3
岡山	2 934	2 580	354	1 474.4
広島	6 197	5 538	659	1 465.0
山口	12 122	11 115	1 007	2 097.2
徳島	10 564	10 149	415	2 918.2
香川	5 394	4 833	561	2 809.4
愛媛	3 516	2 733	783	1 542.1
高知	6 926	5 822	1 104	2 031.1
福岡	8 136	8 041	95	4 027.7
佐賀	26 472	24 593	1 879	2 786.5
長崎	5 712	4 934	778	3 006.3
熊本	7 987	6 897	1 090	2 377.1
大分	12 529	11 007	1 522	2 961.9
宮崎	4 208	3 565	643	1 476.5
鹿児島	5 119	4 218	901	1 961.3
沖縄	12 169	10 567	1 602	2 863.3
全国	4 675	4 396	279	2 226.2

注)65歳以上人口は、平成16年10月1日現在の推計人口(総務省統計局)による。

【出典】病院報告(平成17年12月分概数)

○介護療養型医療施設は、他の介護保険施設と比べ、地域的偏在が大きい。(介護療養型医療施設に係る高齢者一人当たりの給付費が一番高い都道府県は、一番低い都道府県の13倍(特養は1.9倍、老健は2.8倍))



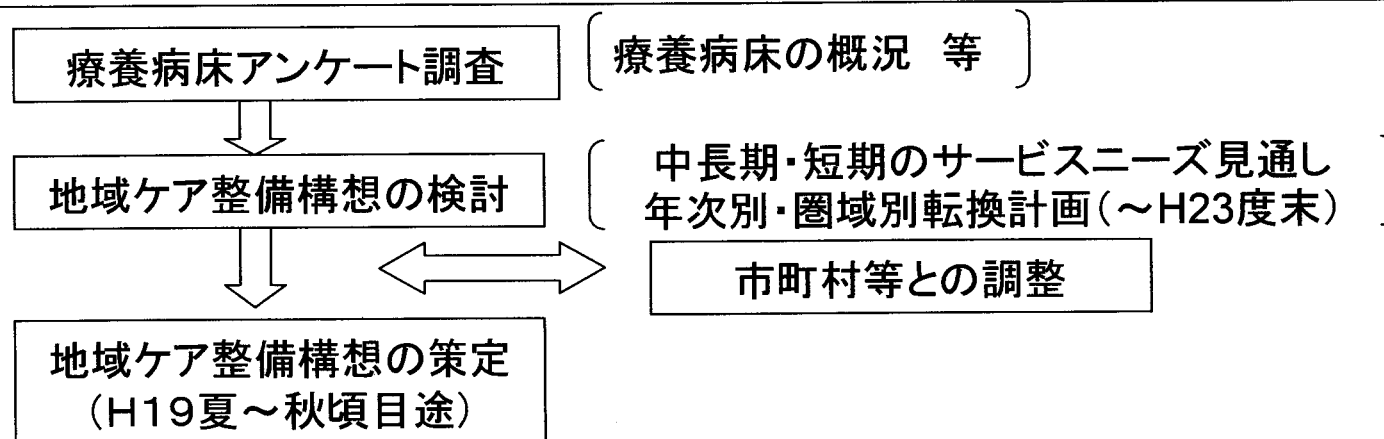
再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します③

地域における療養病床の転換については次のような考え方で対応します。

①第3期介護保険事業支援計画においては、次のような対応が可能となっています。

- ・老健施設の空きがない場合でも、老健施設と介護療養病床の必要利用定員総数の合計の範囲内に収まるときは転換可能
- * 特定施設、特別養護老人ホームの場合も同様

②第4期介護保険事業支援計画については、都道府県が策定する地域ケア整備構想において対応方針を明らかにします。



介護療養病床が廃止される平成23年度末まで、十分な時間をかけて転換を進め、現場に混乱が生じないようにします。